

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第5号に掲げる事項の変更をしようとする旨の届出があったので公告する。

令和3年10月22日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 SUPER CENTER PLANT高島店 高島市安曇川町青柳 1486-1ほか104筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあつては、代表者の氏名 株式会社PLANT 福井県坂井市坂井町下新庄15号8番地の1 代表取締役 三ッ田佳史
- 3 変更しようとする事項 駐車場の位置および収容台数
 - (1) 変更前 571台
 - (2) 変更後 490台
- 4 変更年月日 令和4年6月5日
- 5 変更の理由 店舗運営計画の変更に伴い来客駐車場台数を減少するため
- 6 届出年月日 令和3年10月4日
- 7 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
高島市商工観光部商工振興課 高島市新旭町北畑565番地
 - (2) 縦覧期間 令和3年10月22日から令和4年2月22日まで
- 8 意見書の提出期限および提出先
 - (1) 提出期限 令和4年2月22日
 - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号